

○藤崎町認知症高齢者等GPS貸与事業実施要綱

(平成29年3月31日告示第53号)

(目的)

第1条 この告示は、認知症等により徘徊症状のある在宅の高齢者等（以下「高齢者等」という。）を介護する家族等に、GPS（全地球測位システム）を利用して高齢者等の所在を探索することができる機器（以下「あんしん探知機」という。）を予算の範囲内で貸与することにより、高齢者等の事故を未然に防ぐとともに、高齢者等を介護する家族等が安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 あんしん探知機の貸与の対象者は、町内に住所を有する要介護(要支援)認定者を在宅で介護する者とする。

(申請及び決定)

第3条 あんしん探知機の貸与を受けようとする者は、あんしん探知機貸与申請書（新規・継続）（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにあんしん探知機の貸与の可否を決定し、あんしん探知機貸与承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項のあんしん探知機の貸与の期間は、あんしん探知機の貸与を開始した日から貸与を開始した日の属する年度の3月31日までとする。

(貸与の継続)

第4条 あんしん探知機の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）のうち前条第3項に規定する貸与の期間が満了した後も引き続きあんしん探知機の貸与を希望する者は、貸与の期間が満了する日の20日前までに町長にあんしん探知機貸与申請書（新規・継続）を提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、あんしん探知機の貸与の継続の可否を決定し、あんしん探知機貸与承認（不承認）決定通知書により被貸与者に通知するものとする。

3 前項のあんしん探知機の貸与の期間は、あんしん探知機の貸与の継続を決定した日から貸与の継続を決定した日の属する年度の末日までとする。

(費用負担)

第5条 あんしん探知機の貸与に係る費用は町が負担する。ただし、あんしん探知機を毀損し、又は紛失したときは、町長は、被貸与者に当該あんしん探知機の修理等に要する費用の負担を求めることができる。

(あんしん探知機の管理及び譲渡等の禁止)

第6条 被貸与者は、あんしん探知機を善良な管理者の注意をもって高齢者等に使用させるものとし、譲渡、転貸、その他借受けの目的以外の使用をしてはならない。

(返却)

第7条 被貸与者は、あんしん探知機を使用する高齢者等が次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん探知機廃止届（様式第3号）を提出し、あんしん探知機を返却するものとする。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 町外に転出したとき。
 - (3) その他貸与を受ける必要がなくなったとき。
- （貸与の取消）

第8条 町長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項に規定する貸与の決定を取り消すことができる。この場合において、町長は、あんしん探知機貸与取消決定通知書（様式第4号）により被貸与者に通知し、あんしん探知機を回収するものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により、貸与を受けたとき。
- (2) その他町長が貸与を継続することが不相当と認めたとき。

2 町長は、前項第1号に規定する貸与の取消を決定したときは、被貸与者に対し貸与に要した費用を上限にその損害の賠償を求めることができる。

（台帳の整備）

第9条 町長は、貸与したあんしん探知機を管理するため、あんしん探知機被貸与者台帳（様式第5号）を整備するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日より施行する。